



発行 新潟県

第 64 号

平成25年8月16日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 985 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 986 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 987 障害者自立支援法施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 988 平成26年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間(職業能力開発課)
- 989 平成26年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間(職業能力開発課)
- 990 公共測量の実施通知(監理課)
- 991 公共測量の実施通知(監理課)
- 992 公共測量の実施通知(監理課)
- 993 公共測量の実施通知(監理課)
- 994 公共測量の実施通知(監理課)
- 995 公共測量の実施通知(監理課)
- 996 道路の区域変更(道路管理課)
- 997 道路の供用開始(道路管理課)
- 998 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 999 建築基準法の規定による道路の指定(建築住宅課)
- 1000 重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域の指定(港湾整備課)

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

公安委員会告示

- 71 検定合格者審査の実施(生活安全企画課)



◎新潟県告示第985号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成25年8月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ひいらぎ調剤薬局	胎内市大川町15-11	精神通院医療	平成25年 8月 1日
大手薬局長岡店	長岡市今朝白1丁目7番4号	精神通院医療	平成25年 8月 1日
クスリのアオキ美沢薬局	長岡市四郎丸町字沖田153-1	精神通院医療	平成25年 8月 1日

◎新潟県告示第986号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成25年 8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
たまご薬局駅ビル店	長岡市城内町1-611-1 駅ビル1F	精神通院医療	平成25年 8月 6日

◎新潟県告示第987号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年 8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
有限会社鴨島調剤薬局	上越市大字樋場141-1	精神通院医療	平成25年 7月 1日
有限会社さど調剤・さくら薬局	佐渡市河原田本町188	精神通院医療	平成25年 6月 1日

◎新潟県告示第988号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第4条の規定により、平成26年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、平成26年 4月 1日から実施する。

平成25年 8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成26年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	NC機械科	40	2年
	電気システム科	40	2年
	自動車整備科（デュアルシステム訓練）	40	2年
上越テクノスクール	自動車整備科	50	2年

	ビジネススタッフ科	25	1年
	メカトロニクス科	45	2年
三条テクノスクール	メカトロニクス科	40	2年
	工業デザイン科	40	2年
	生産システム科	40	2年
魚沼テクノスクール	木造建築科	40	2年
	電気施設科	10	1年
合 計		410	

◎新潟県告示第989号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第27条の規定により、平成26年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、平成26年4月1日から実施する。

平成25年8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成26年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	溶接科	40	6か月
	ビル設備管理科	30	6か月
上越テクノスクール	溶接科	30	6か月
	木造建築科	15	1年
三条テクノスクール	溶接科	40	6か月
魚沼テクノスクール	エクステリア左官科	10	1年
合 計		165	

◎新潟県告示第990号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 山内「1次」地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年8月8日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 新発田市 山内、中々山ほか 地内

◎新潟県告示第991号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 米倉「1次」地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年8月8日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 新発田市 米倉、大槻ほか 地内

◎新潟県告示第992号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）満日地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年8月5日から平成26年3月7日まで

3 作業地域 新潟市秋葉区 大蔵、七日町、満願寺 地内

◎新潟県告示第993号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(魚沼地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業 長松地区(全換地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成25年 8 月1日から平成26年 3 月5日まで
- 3 作業地域 魚沼市 江口ほか 地内

◎新潟県告示第994号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(魚沼地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業 下倉地区(全換地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成25年 8 月1日から平成26年 3 月5日まで
- 3 作業地域 魚沼市 下倉ほか 地内

◎新潟県告示第995号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査)
- 2 作業期間 平成25年 8 月1日から平成26年 2 月16日まで
- 3 作業地域 上越市全域

◎新潟県告示第996号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寺泊西山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市和島北野字上田 402 番から 同市島崎字川東937番 2 まで	新	(A)9.0~16.4メートル	483.4メートル
		(B)9.5~16.0メートル	485.5メートル
	旧	9.0~16.4メートル	483.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 寺泊西山線
- 2 供用開始の区間
長岡市和島北野字上田402番から同市島崎字川東937番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年8月19日

◎新潟県告示第998号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年8月16日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成25年8月1日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
胎内市住吉町1354番3の内、1354番4の内、1417番の内	5.9	44.95
胎内市住吉町1354番1の内、1354番2の内	転回広場	15.66平方メートル
胎内市住吉町1354番3の内、1354番4の内	転回広場	15.66平方メートル

◎新潟県告示第999号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成25年8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定道路の種類
第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成25年6月28日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
胎内市黒川字上町1290番地先から 同市黒川字腰廻り1205番5地先まで	3.4～3.6	196.1
胎内市黒川字下町1372番地先から 同市黒川字方力小路1090番地先まで	2.0～7.2	199.8
胎内市黒川字中町1388番1地先から 同市黒川字下町1105番11地先まで	2.4～3.6	127.5
胎内市黒川字郷蔵ナカサ1628番19地先から 同市黒川字上町1280番1地先まで	2.4～5.6	471.3
胎内市黒川字清水坂1271番1地先から 同市黒川字腰廻り1218番3地先まで	3.45～3.9	328.6
胎内市黒川字中町1406番地先から 同市黒川字郷蔵中1605番1地先まで	3.4～6.6	164.2

胎内市東牧字砂子橋下740番22地先から 同市東牧字砂子橋下748番2地先まで	2.7~4.35	42.9
胎内市東牧字砂子橋下740番13地先から 同市東牧字砂子橋下752番7地先まで	3.9~4.0	74.3
胎内市東牧字砂子橋下740番28地先から 同市東牧字砂子橋下740番30地先まで	3.8	21.9
胎内市東牧字岩山177番1地先から 同市東牧字岩山191番1地先まで	3.8~4.0	164.9
胎内市東牧字岩山175番3地先から 同市東牧字岩山173番1地先まで	2.2~2.6	66.7
胎内市東牧字岩山185番4地先から 同市東牧字岩山183番甲地先まで	3.45~4.4	49.8
胎内市黒川字中松原1069番19地先から 同市黒川字中松原1069番11地先まで	3.35~5.75	147.1
胎内市下江端字屋敷166番1地先から 同市下江端字屋敷147番地先まで	3.35~7.5	281.7
胎内市下江端字屋敷76番1地先から 同市下江端字屋敷64番地先まで	3.0~5.0	152.5
胎内市下江端字屋敷81番地先から 同市下江端字屋敷57番1地先まで	3.4~4.7	162.7
胎内市近江新字屋敷103番地先から 同市塩沢字村下512番3地先まで	2.3~7.6	877.2
胎内市近江新字屋敷141番1地先から 同市近江新字屋敷142番2地先まで	3.2~3.6	64.2
胎内市蔵王字山口567番地先から 同市蔵王字山口574番1地先まで	3.0~5.3	129.9
胎内市近江新字西浦801番6地先から 同市近江新字西浦686番1地先まで	3.0~3.9	201.5
胎内市塩沢字屋敷379番2地先から 同市塩沢字三方口543番146地先まで	3.8~6.0	520.3
胎内市下館字坪頭1018番3地先から 同市塩沢字前山1910番35地先まで	2.0~4.7	585.2
胎内市下館字坪頭588番地先から 同市下館字坪頭1736番4地先まで	3.3~3.8	41.4
胎内市下館字坪頭409番地先から 同市下館字坪頭79番5地先まで	3.7~5.35	216.5
胎内市下館字坪頭196番6地先から 同市黒川字上ノ町1559番3地先まで	3.4~3.7	92.6
胎内市黒川字上ノ町1430番2地先から 同市黒川字道上69番1地先まで	2.3~3.6	147.1
胎内市黒川字小出坂1221番1地先から 同市黒川字小出坂1066番23地先まで	3.6~3.9	71.7
胎内市東牧字諏訪下1208番54地先から 同市東牧字諏訪下1208番104地先まで	3.9	78.1
胎内市黒川字万力小路1255番7地先から 同市黒川字万力小路1249番1地先まで	2.4~3.6	104.8

◎新潟県告示第1000号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により、直江津港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域を、次のとおり指定した。

平成25年 8 月16日

直江津港港湾管理者 新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定年月日

平成25年 8 月 1 日

2 指定する区域

直江津港

荒浜ふ頭国際石油開発帝石（株）直江津LNG基地外航船棧橋に着岸中の船舶から前面泊地に向かって110メートルの範囲の水域

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イレブンプラザ

所在地 上越市本町4丁目4番8号

設置者 株式会社イレブンビル

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）に関する届出

公告日 平成25年 4 月 5 日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年 8 月16日から平成25年 9 月16日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イレブンプラザ

所在地 上越市本町四丁目4番8号

設置者 株式会社イレブンビル

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（開店時刻及び閉店時刻の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成25年 4 月 5 日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年8月16日から平成25年9月16日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、頭腹部血管造影撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達にはWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年8月16日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

頭腹部血管造影撮影装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日（月）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年9月13日（金）午前11時00分

(4) 入札書の提出期限

平成25年9月26日（木）午後5時00分

4 開札の日時及び場所

平成25年9月27日(金) 午前10時00分
新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Interventional radiology systems [1]set

(2) Deadline for bid submission:

5:00P.M. September 26, 2013

(3) For more information, contact:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext.2323

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第71号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査(以下「検定合格者審査」という。)を次のとおり実施する。

平成25年8月16日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 区分、実施日時及び定員

区 分	実 施 期 日	実 施 時 間	定 員
交通誘導警備業務 2 級	平成25年9月19日 (木)	午前10時から 午後5時まで	各30人
施設警備業務 2 級			
貴重品運搬警備業務 2 級			
空港保安警備業務 2 級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I 8階会議室

3 対象者

(1) 交通誘導警備業務 2 級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の交通誘導警備1級又は2級に合格した者

(2) 施設警備業務 2 級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者

(3) 貴重品運搬警備業務 2 級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者

(4) 空港保安警備業務 2 級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格した者

4 判定

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

5 申請手続

(1) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

平成25年9月4日（水）から平成25年9月5日（木）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 審査申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により審査申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成25年9月11日（水）から平成25年9月12日（木）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

ウ 提出書類

審査申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(イ) 旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(ロ) 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、新潟県内に住所地を有することを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）又は新潟県内の営業所に所属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

6 手数料

(1) 金額

4,700円

(2) 納付方法

新潟県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、納付した審査手数料は、還付しない。

7 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

8 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110（代表）